

市町村こども計画策定について

1. こども基本法の施行について（令和 5 年 4 月 1 日こ総政第 2 号こども家庭庁長官通知）
－市町村こども基本計画関係抜粋－

第 6 こども大綱（第 9 条関係）

こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものであり、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されることとなる。

こども大綱により、従来の 3 つの大綱が 1 つになることから、政府全体として、統一性のある大綱の下で、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていく。

第 7 都道府県こども計画、市町村こども計画（第 10 条関係）

都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。

都道府県こども計画・市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる。

- ・子ども・若者育成支援推進法第 9 条に規定する、都道府県子ども・若者計画・市町村子ども・若者計画
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に規定する、都道府県計画・市町村計画
- ・その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものの例
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
- ・子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

地方公共団体が、本条の規定を活用し、こども施策に関する事項を定める計画を一体として策定した場合には、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとする事、事務負担の軽減を図ることなどが期待される。

2. 第 2 期魚津市子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第 61 条）

－包含している計画－

- ・次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第 8 条）
- ・子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項）
- ・母子保健計画（国民運動計画：健やか親子 21（第 2 次））
- （・魚津市子どもの権利に関する推進計画（魚津市子どもの権利条例第 12 条第 1 項））

3. 市町村子ども計画策定（子ども基本法第 10 条 2 項）

市町村子ども計画は、地域の子ども施策全般を束ねる子どもに関する最上位計画です。市町村は、令和 5 年秋ごろに決定される国の大綱及び都道府県の計画（富山県の策定方針は未定）を勘案して作成する必要があります。

今後、国の大綱・県の策定状況等を踏まえて魚津市の策定方針を検討します。

－包含しなければならない計画－

- ・子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項）
- ・子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項）

4. 魚津市子ども計画策定将来イメージ

